

【スマートサイクル利用規約】

第1章 総則

第1条 (目的)

- 本利用規約は、柏市都市振興公社(以下「管理者」)が実施するスマートサイクルシステムに入会した個人(以下「会員」)と管理者の間で、スマートサイクルシステムの利用に際しての各種条件を定めたものです。なお、この規約に定めのない事項については、法令または一般の慣習に従うものとします。
- スマートサイクルシステムは、社会実験の一環で行われていることから、その利用状況等によって、この規約の内容を変更する場合があります。会員は予め了解するものとします。なお、内容を変更した場合、管理者は、速やかにホームページにて、変更内容を掲載することにより、会員に通知することとします。

第2条 (用語の定義)

- この利用規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1)「スマートサイクルシステム」とは、会員がスマートサイクル車両を管理者より借り受けることができるシステムをいう。
 - (2)「スマートサイクル車両」とは、会員に対して、管理者が貸し渡す自転車を用いる。
 - (3)「自転車ポート」とは、スマートサイクル車両の保管場所をいう。
 - (4)「ICカード」とは、会員がスマートサイクルを利用するために、管理者および公衆電源プロジェクト実行委員会が発行した認証用の非接触ICカードのことをいう。
 - (5)「リーダー」とは、自転車の貸出、返却の際に、ICカードをかざす機器をいう。

第2章 スマートサイクルシステムの利用

第3条 (入会契約の締結等)

- スマートサイクルシステムへの入会を希望する個人(以下「入会希望者」という)は、本利用規約を承諾の上、管理者に対して、管理者所定の申込書を提出する方法により入会契約の申込みを行うものとします。
- 入会希望者の申込みに対して、管理者が、管理者所定の審査を行い、承認したときに、入会契約が成立するものとします。

第4条 (利用者)

- スマートサイクル車両を使用することができる者は、会員に限定されるものとします。
- 管理者が会員に対して連絡を行う場合、管理者は会員が申込書に記載した連絡先に対して連絡を行うものとします。

第5条 (利用料)

- スマートサイクルの利用料は、60分単位で100円を加算した金額とします。
- 前項の利用料は、利用の状況等により、変更する可能性があります。
- 利用料の返金については、現金で入金したものに限り応じます。返金の期間は、実験期間終了後1ヶ月間とします。

第6条 (保証事項)

- 会員は、以下の事項を、管理者に対し保証します。
 - (1) スマートサイクル車両使用時において、会員が自転車を運転する上で安全上支障がないこと。
 - (2) スマートサイクル車両使用時において、会員が酒気を帯びていないこと。
 - (3) 会員には、麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状等が一切ないこと。
 - (4) 過去に会員には、第21条および第22条に掲げる事項に該当する行為がないこと。

第7条 (登録情報の変更等)

- 会員は申込書に記載された内容に変更が生じたときは、その旨を直ちに管理者に連絡し、管理者の承認を得るものとします。
- 前項に伴いスマートサイクルシステムの遂行に支障が生じると管理者が判断したとき、管理者は、入会契約を解除することができるものとします。

第8条 (契約の解除)

- 管理者は、会員が次の各号の一にでも該当したときは、何らの通知、催告をすることなく入会契約および第13条に定める個別契約を解除することができるものとします。
 - (1) この規約、その他の管理者との間の契約の約定に違反したとき。
 - (2) スマートサイクル車両の使用において、交通事故を起こしたとき。
 - (3) 第6条各号に違反したとき。
 - (4) 前3号のほか、スマートサイクル車両の使用の継続が不適当であると管理者が判断したとき。
 - (5) 第22条第6項によりスマートサイクルシステムの利用停止の状態が1ヶ月経過したとき。
 - (6) 会員が、本規約に定める金額の支払いを一回でも遅滞したとき。
- 前項の場合、会員は、管理者に生じた一切の損害を賠償するものとします。

第9条 (契約の中途終了)

- 天災地変その他の不可抗力の事由により、スマートサイクル車両またはスマートサイクルシステムの全部または一部が使用不能となり、これによりスマートサイクルシステムの提供が困難であると管理者が判断した場合には、入会契約および個別契約は終了するものとします。

第10条 (契約の中途解約)

- 会員は、管理者の同意を得て入会契約を解約することができるものとします。この場合、会員は、入会契約が解約された日までの利用料金等の全額を支払うものとします。

第11条 (入会契約の有効期間)

- 入会契約の有効期間は、入会契約の契約締結日から実験期間終了までとします。

第12条 (ICカード)

- ICカードは、予告なく変更する場合があります。

第3章 利用手続等

第13条 (利用手続等)

- 自転車ポートにおいて、ICカードをリーダーにかざすことで、本人確認を行ったうえで、スマートサイクル車両の解錠を行う(以下この手続を「利用手続」という)方法により、個別の利用契約(以下「個別契約」という)が成立するものとし、管理者は、成立した個別契約に基づき会員に対し、スマートサイクル車両を貸し渡すものとします。

第14条 (車両の返還請求等)

- 管理者は、会員が第6条各号の一にでも違反したときは、何らの通知、催告をすることなく、直ちにスマートサイクル車両の返還を請求することができるものとします。

第15条 (個別契約の終了)

- 個別契約は、第16条に定める返還手続が完了することをもって終了するものとします。
- スマートサイクル車両の使用中に天災地変その他の不可抗力の事由により、スマートサイクル車両が使用不能となった場合には、個別契約は終了するものとします。
- 会員の責に帰する事由によるスマートサイクル車両の事故または故障が発生したときは、個別契約は終了するものとし、直ちにスマートサイクル車両を管理者に対して返還するものとします。

第4章 返還

第16条 (車両の返還手続)

- スマートサイクル車両の返還手続は、自転車ポートにおいて、スマートサイクル車両の施錠を行い、ICカードをリーダーにかざすことにより完了するものとします。
- 会員は、スマートサイクル車両の返還にあたり、通常の使用による磨耗を除き、借り受けた状態で返還するものとし、スマートサイクル車両の損傷、備品の紛失等が会員の責に帰すべき事由によるときは、スマートサイクル車両を借り受けた状態に回復するために要する一切費用を負担するものとします。
- 会員は、スマートサイクル車両の返還に当たって、スマートサイクル車両内に会員の遺留品がないことを確認して返還するものとし、管理者は返還後の遺留品について何ら責任を負わないものとします。
- 会員の返還手続における施錠漏れの場合は利用継続状態となり、またこの利用継続状態に生じた盗難については通常利用時の盗難と同じく、会員の管理責任に帰属することとなります。

第17条 (車両の返還時期)

- 会員は、個別契約の成立した日の25時までにスマートサイクル車両を返還するものとします。ただし、ポートによってはこれより早い時刻に返却受付を終了する場合があります。

第18条 (車両が返還されない場合の措置)

- 会員は、第24条第1項の場合、または管理者に対し特別の申し入れを行い、かつ管理者がこれを承諾した場合を除き、個別契約成立から24時間を超過してもスマートサイクル車両を返還しないとき、または第14条に記載する管理者の返還請求に応じないときは、自転車代金相当額を管理者に対して

支払うものとします。

2. 会員が前項の支払いに応じないときは、管理者は刑事告訴を行うなど法的手続をとることができるものとします。
3. 前項に該当することとなった場合、会員は、管理者に生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。

第5章 責任

第19条 (車両の動作確認)

1. 会員は、個別契約に基づきスマートサイクル車両を借り受ける都度、別途定める車両の動作確認を実施させるものとします。
2. 会員は、会員が、前項の動作確認において、スマートサイクル車両に整備不良を発見した場合は、直ちに管理者に連絡するものとします。

第20条 (管理責任)

1. 会員は、善良な管理者の注意義務をもってスマートサイクル車両を使用・保管するものとします。
2. 前項の管理責任は、スマートサイクル車両の利用手続が完了したときより始まり、当該車両の返還手続を完了したときに終了するものとします。

第21条 (禁止行為)

1. 会員は、スマートサイクル車両の利用中に次の各号の行為をしてはならないものとする。
 - (1) スマートサイクル車両を会員以外の者に使用させ、もしくは転貸し、または他に担保の用に供する等管理者の権利の侵害、またはスマートサイクルシステムの障害となるおそれのある行為をすること。
 - (2) スマートサイクル車両を改造もしくは改装する等、その原状を変更すること。
 - (3) スマートサイクル車両に会員が独自に鍵等の付属物を取り付けること。この場合、管理者はスマートサイクル車両の原状回復のために当該付属物の破壊および廃棄をする権利を有します。
 - (4) 法令または公序良俗に違反してスマートサイクル車両を使用すること。

第22条 (駐車違反等の場合の措置)

1. 会員がスマートサイクル車両の利用中にスマートサイクル車両に関し道路交通法に定める違反をしたときは、会員の責任負担となります。また、自ら違反に係る反則金を納付し、かつ撤去費用を含めて違反に伴う諸費用の一切を負担するものとします。
2. 前項の場合において警察等から管理者に対して駐車違反について連絡があった場合、管理者は会員に連絡し、速やかにスマートサイクル車両を管理者所定の場所に移動させ、管理者の指示する時までに取扱い警察署に出席して当該違反についての反則金を納付する等の事務手続を行うよう指示するものとします。
3. 前項の場合において、スマートサイクル車両が返還されるまでの期間について、会員は管理者に対し利用料金等を支払うものとします。
4. 管理者は、管理者が必要と認めた場合は、警察および公安委員会に対して、会員情報および会員にスマートサイクル車両を貸し渡した場所や貸渡時間、貸し渡したスマートサイクル車両の情報が記載された資料を提出することができるものと、会員は、これに同意するものとします。
5. 会員が定められた期間内に、違反に係る反則金または諸費用を納付せず、管理者が当該諸費用等の一部または全部を負担したときは、会員は、管理者に対して管理者が負担した一切の費用を賠償するものとします。
6. 会員が第22条に違反したとき、もしくは前項の費用を支払わないときは、管理者は、会員のスマートサイクルシステムの利用を停止することができるものとします。
7. 前項の規定により、スマートサイクルシステムの利用を停止した場合において、反則金が納付されたことにより放置違反金納付命令が取り消され、または第3項および第5項の規定による管理者の請求額が全額管理者に支払われたときは、管理者は、会員のスマートサイクルシステムの利用停止を解除するものとします。
8. 前項の規定により、スマートサイクルシステムの利用が停止された場合でも、会員は、利用料金等の支払義務を免れないことを異議なく承諾します。

第23条 (賠償責任)

1. 会員がスマートサイクル車両に損傷を与えた場合には、会員は管理者に対して、車両価格を上限として修理代実費相当額を支払うものとします。
2. 前項に定めるほか、会員は、スマートサイクル車両を使用して第三者または管理者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、会員の責に帰さない事由による場合を除きます。

第6章 自転車事故の処置等

第24条 (事故処理)

1. スマートサイクル車両の利用中に、当該スマートサイクル車両に係る事故が発生したときは、会員は、事故の規模にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。
 - (1) 直ちに事故の状況等を管理者に連絡すること。
 - (2) 当該事故に関し、管理者が必要とする書類または証拠となるものを遅滞なく提出すること。
 - (3) 当該事故に関し、第三者と示談または協定を締結するときは、あらかじめ管理者の承諾を受けること。
2. 会員は、前項によるほか自らの責任において事故の解決を行うものとします。
3. 管理者は、スマートサイクル車両に係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第25条 (故障等の処置等)

1. 会員は、利用中にスマートサイクル車両の異常または故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、管理者に連絡するとともに、管理者の指示に従うものとします。
2. スマートサイクル車両の異常または故障が会員の故意または過失による場合、会員は、スマートサイクル車両の引き取りおよび修理に要する費用を負担するものとします。
3. 会員は、前2項のほか、スマートサイクル車両のパンク・故障等によりスマートサイクル車両を使用できなかったことにより損害(利用中の故障等に伴い他の代替交通手段を利用した場合の費用も含む)が生じても、管理者に対してその損害の賠償を請求することができないものとします。

第26条 (不可抗力事由による免責)

1. 管理者は、天災地変その他の不可抗力の事由により、会員からスマートサイクル車両が返還されなかった場合は、これにより生ずる損害について会員の責任を問わないものとします。この場合、会員は、直ちに管理者に連絡し、その指示に従うものとします。

第7章 雑則

第27条 (遅延損害金)

1. 会員は、この規約または個別契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、管理者に対し年率14.6%の割合(1年を365日とする日割計算による)による遅延損害金を支払うものとします。

第28条 (管轄裁判所)

1. この規約または個別契約に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、管理者の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則

この規約は、平成23年4月1日から実施します。

【個人情報の取り扱いについて】

1. 個人情報に関する取り扱いについては、柏市個人情報保護条例(平成16年柏市条例第11条)に準拠します。管理者は、個人のプライバシー、名誉、その他第三者の権利を侵害することのないよう、利用者に関する情報の取扱に充分、配慮します。